

○日立市個人情報保護条例

平成10年3月30日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の閲覧、訂正等を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益を保護するとともに公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体について記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の閲覧、訂正等を請求する個人の権利を十分に尊重し、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務について知り得た個人情報を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の届出等)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) その他市長が規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は届け出た事務を廃止しようとするときは、あらかじめ変更する事項又は廃止する事務について市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認めるときは、個人情報を取り扱う事務を開始し、又は届け出た事項を変更した日以後において前2項の届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定による届出に係る事項について目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者的人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する事務については、適用しない。

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
- (7) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)若しくは地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第8条第2項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不正に侵害するおそれがないと認められるとき。

3 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため当該個人情報を欠くことができないと認められるときは、この限りでない。

(平16条例3・一部改正)

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保たなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な価値があると認められるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用提供をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 同一の実施機関内において所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合で、利用することに相当な理由があるとき。

(5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は他の実施機関に提供する場合で、これらの機関が行う事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

3 第5条の規定は、実施機関が目的外利用提供をする場合について準用する。

(平16条例3・一部改正)

(外部提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を実施機関以外のものへ提供する場合は、提供を受けようとするものに対し、個人情報の使用目的又は使用方法の制限その他の必要な制限を付し、その適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、必要な保護措置が講じられている場合を除き、個人情報を通信回線による電子計算機の結合を行って実施機関以外のものへ提供してはならない。

(委託の措置)

第10条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(受託者等の責務)

第11条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。)は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(平16条例3・一部改正)

(個人情報の閲覧等を請求できる者)

第12条 本人は、実施機関に対し、自己の個人情報(第5条第5項に規定する事務に係るもの)を除く。以下同じ。)が記録されている公文書(日立市情報公開条例(平成7年条例第1号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって閲覧等を請求することができる。

(平12条例7・平16条例3・一部改正)

(個人情報の閲覧等の請求手続)

第13条 個人情報の閲覧等を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求しようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 個人情報の閲覧等を請求しようとする者は、実施機関に対し、自己が当該請求に係る個人情報の本人又

はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

(閲覧等に供しないことができる個人情報)

第14条 実施機関は、閲覧等の請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の全部又は一部について閲覧等に供しないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、閲覧等に供することができないと認められるとき。
- (2) 交渉、争訟、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、閲覧等に供することにより、事務の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 第三者に関する個人情報が含まれる場合で、閲覧等に供することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとき。
- (4) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は他の実施機関との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した個人情報であって、閲覧等に供することにより、これらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるとき。

(平16条例3・旧第16条繰上・一部改正)

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 実施機関は、閲覧等の請求に対し、当該閲覧等の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号に掲げる個人情報を閲覧等に供することとなるときは、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該閲覧等の請求を拒否することができる。

(平16条例3・追加)

(個人情報の閲覧等の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、第13条第1項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、当該請求書を提出した者(以下「閲覧等請求者」という。)に対し、請求に係る個人情報を閲覧等に供するかどうかの決定(前条の規定により閲覧等の請求を拒否するとき及び閲覧等の請求に係る個人情報を管理していないときを含む。以下同じ。)をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、閲覧等請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、請求書を受理した日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、閲覧等請求者に対し、当該延長の理由を速やかに書面により通知しなければならない。
- 4 閲覧等請求者は、請求書が受理された日の翌日から起算して60日を経過しても実施機関が閲覧等に供するかどうかの決定をしないときは、請求に係る個人情報を閲覧等に供しない旨の決定があつたものとみなすことができる。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめこれらのものの意見を聴くことができる。

(平16条例3・追加)

(個人情報の閲覧等の方法)

第17条 個人情報の閲覧等は、実施機関が前条第2項の通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、閲覧等請求者は、実施機関に対し、自己が当該閲覧等の請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

- 2 個人情報の閲覧等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。
 - (1) 文書又は図画 個人情報が記録された公文書の閲覧又は写しの交付
 - (2) 電磁的記録 個人情報が記録された公文書の種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法による閲覧又は写しの交付
- 3 実施機関は、請求に係る個人情報が記録された公文書を閲覧等に供することにより次の各号のいずれかに該当するときは、当該公文書に代えてその写しを閲覧等に供することができる。
 - (1) 公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 公文書の一部を閲覧等に供するとき。
 - (3) その他相当な理由があるとき。

(平16条例3・追加)

(個人情報の訂正を請求できる者)

第18条 本人は、閲覧等に供された自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

- 2 第12条第2項の規定は、個人情報の訂正を請求する場合について準用する。

(平16条例3・旧第17条繰下)

(個人情報の訂正の請求手続)

第19条 個人情報の訂正を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 請求しようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 個人情報の訂正を請求しようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

3 第13条第2項の規定は、個人情報の訂正を請求する場合について準用する。

(平16条例3・旧第18条繰下)

(個人情報の訂正の請求に対する決定等)

第20条 実施機関は、前条第1項に規定する請求書を受理したときは、必要な調査を行い、受理した日から起算して30日以内に、当該請求書を提出した者(以下「訂正請求者」という。)に対し、請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、訂正請求者に対し、当該決定の内容を速やかに書面により通知しなければならない。この場合において、請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正する旨の決定をしたときは、当該個人情報を訂正した上で通知するものとする。

3 第16条第3項から第5項までの規定は、訂正の請求に対する決定について準用する。

(平12条例3・一部改正、平16条例3・旧第19条繰下・一部改正)

(個人情報の削除を請求できる者)

第21条 本人は、閲覧等に供された自己の個人情報について第6条の規定によらないで当該個人情報の収集をされたと認めるときは、実施機関に対し、その削除を請求することができる。

2 第12条第2項、第19条及び前条の規定は、削除の請求及びこれに対する決定について準用する。

(平16条例3・追加)

(個人情報の目的外利用提供の停止を請求できる者)

第22条 本人は、閲覧等に供された自己の個人情報について第8条の規定によらないで当該個人情報の目的外利用提供をされたと認めるときは、実施機関に対し、その目的外利用提供の停止を請求することができる。

2 第12条第2項、第19条及び第20条の規定は、目的外利用提供の停止の請求及びこれに対する決定について準用する。

(平16条例3・追加)

(手数料等)

第23条 この条例の規定による個人情報の閲覧等に係る手数料は、日立市手数料条例(昭和46年条例第5号)の規定にかかわらず無料とする。

2 閲覧等請求者のうち個人情報が記録された公文書の写しの交付を請求する者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(平16条例3・旧第20条繰下・一部改正)

(不服申立てがあった場合の手続)

第24条 実施機関は、第16条第1項又は第20条第1項(準用する第21条第2項及び第22条第2項を含む。)の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てがあつた場合は、当該不服申立てが不適法であるときを除き、日立市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

(平16条例3・旧第21条繰下・一部改正)

(日立市個人情報保護審査会)

第25条 前条に規定する諮問に応じて審議を行わせるため、日立市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

3 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会は、第1項に規定する審議を行うために必要があるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平16条例3・旧第22条繰下)

(他の制度との調整)

第26条 この条例は、閲覧若しくは縦覧、写しの交付又は訂正、削除若しくは目的外利用提供の停止の手続が別に定められている個人情報については、適用しない。ただし、個人情報に係る本人からの閲覧等の請求については、この条例によるものとし、日立市情報公開条例は、適用しない。

2 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

3 この条例は、図書館、博物館等の施設において市民の利用に供することを目的として管理されている図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

(平12条例38・一部改正、平16条例3・旧第23条繰下・一部改正、平21条例3・一部改正)

(苦情の処理)

第27条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(平16条例3・追加)

(出資法人等の個人情報の保護)

第28条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって市長が規則で定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(平16条例3・追加)

(罰則)

第29条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第1項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者が、その事務に関して知り得た個人情報であって、公文書に記録されたものを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平16条例3・追加)

第30条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で公文書に記録された個人情報を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平16条例3・追加)

第31条 第25条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(平16条例3・追加)

第32条 偽りその他不正の手段により、閲覧等に供する旨の決定に基づく個人情報の閲覧等を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平16条例3・追加)

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(平16条例3・旧第24条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成11年規則第8号で平成11年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報を取り扱う事務の届出については、第5条第1項の規定中「個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行われている個人情報を取り扱う事務については、」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)

この条例は、日立市行政手続条例(平成12年条例第2号)の施行の日(平成13年4月1日)から施行する。

附 則(平成16年条例第3号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第24条を第33条とし、同条の前に6条を加える改正規定(第32条に係る部分に限る。)は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。